



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

監査委員事項

○住民監査請求に係る監査結果の公表..... 1

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第4項の規定により監査を行ったので、同項の規定によりその結果を公表する。

平成28年12月16日

沖縄県監査委員	當	間	秀	史
沖縄県監査委員	鈴	木	啓	子
沖縄県監査委員	嘉	陽	宗	儀
沖縄県監査委員	具	志	堅	透

北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業に伴う県外警察職員への活動費に対する支出に係る住民監査請求の結果報告について

第1 監査の請求

1 請求書の受付

平成28年10月17日

2 請求人

那覇市 平良哲也、那覇市 平良沙樹、名護市 吉元苗子、名護市 新城律子、名護市 稲嶺律子、名護市 渡具知武重、名護市 渡具知喜美江、名護市 渡具知淳、名護市 渡具知ゆかり、名護市 金城真佐子、名護市 比嘉智枝子、名護市 内間ヤス子、名護市 松田末子、名護市 大城武雄、名護市 名嘉康光、沖縄市 田実信之、沖縄市 田実三男、沖縄市 田実喜美子、うるま市 照屋勝則、北谷町 崎原律子、うるま市 崎原盛秀、うるま市 崎原千代子、恩納村 仲西美佐子、うるま市 照屋和美、那覇市 外間美恵子、中城村 仲眞初美、中城村 安里盛治、那覇市 大浜英樹、中城村 新垣徳正、中城村 佐和田茂子、宜野湾市 横田チヨ子、宜野湾市 牧志奈美子、宜野湾市 高橋年男、宜野湾市 池原順子、宜野湾市 桃原功、宜野湾市 宮本桂子、那覇市 喜久村さえ子、那覇市 喜久村修、那覇市 喜久村仁、那覇市 喜久村いずみ、那覇市 翁長直子、那覇市 翁長直樹、那覇市 兼島みどり、那覇市 兼島義昌、本部町 金城守和、本部町 山川邦夫、本部町 山川美津子、本部町 山川要、本部町 浦崎直広、本部町 浦崎愛、宜野湾市 山川圭、宜野湾市 山川利恵、名護市 宮城玲子、名護市 大湾節子、名護市 宮城教子、名護市 松川睦子、名護市 名嘉光子、名護市 大城百合子、今帰仁村 仲田和子、名護市 上原政代、名護市 上原幸浩、名護市 上原勝、名護市 又吉光子、名護市 又吉庸夫、国頭村 宮城調勝、国頭村 宮城千代子、名護市 玉城淳弘、名護市 玉城よし子、名護市 小浜秀勝、名護市 小浜美枝子、名護市 嶺井大、名護市 嶺井愛、名護市 嶺井園子、名護市 嶺井友香、名護市 嶺井ミエ、名護市 松田京子、名護市 松田啓成、名護市 金城ユキ、名護市 崎浜秀吉、名護市 新里美江子、名護市 我喜屋宗弘、名護市 我喜屋節子、名護市 我喜屋久美、名護市 我喜屋太洋、名護市 我喜屋いずみ、名護市 岸本

カナ、名護市 岸本昇勝、宜野湾市 新里直子、名護市 大城ナミ、名護市 幸地功、名護市 幸地
 利香、名護市 宮城その子、名護市 儀保奈美、大宜味村 豊平繁武、名護市 仲村律子、名護市
 仲村善幸、名護市 安次富浩、名護市 山口洋子、名護市 佐藤泰子、名護市 相馬由里、名護市
 篠原孝子、名護市 田中宏之、名護市 島袋文子、南城市 安里英子、那覇市 富里三井子、那覇市
 中村房子、那覇市 仲村ヨシ子、那覇市 安次富智子、那覇市 安次富道一、那覇市 仲村起正、
 那覇市 仲村ルリ子、那覇市 金子政和、那覇市 金子道子、那覇市 金子徹、那覇市 与那嶺芳
 子、北谷町 伊禮已知男、北谷町 伊禮洋代、うるま市 兼城賢雄、北中城村 玉元晴美、北中城村
 玉元清、北中城村 玉元英理、沖縄市 当真健一、沖縄市 当真英子、北中城村 恩河ひとみ、北
 谷町 山川ひとみ、宜野湾市 神谷芳子、宜野湾市 神谷嘉治、うるま市 伊波義安、宜野湾市 稲
 嶺勉、北谷町 喜友名稔、浦添市 前泊英恂、浦添市 島袋一弘、沖縄市 親泊善雄、中城村 比嘉
 良博、北中城村 城間恒人、北中城村 山野進、北中城村 山野喜久江、浦添市 宮里正秀、中城村
 新垣辰雄、中城村 仲眞清、宜野湾市 新垣仁英、宜野湾市 新垣政子、宜野湾市 安次嶺美代
 子、豊見城市 比嘉須賀子、那覇市 兼島紳、与那原町 與世田明美、与那原町 宮城涼子、与那原
 町 宮城安子、与那原町 仲大底利子、与那原町 山内清子、うるま市 豊里友治、うるま市 豊里
 静枝、うるま市 平敷克哉、うるま市 平敷民子、うるま市 池原盛助、うるま市 松本新一、うる
 ま市 伊波貴美子、うるま市 伊波勤子、うるま市 伊波米子、宜野座村 橋本武志、名護市 戸高
 忠彦、名護市 中島悦生、名護市 森本留美子、名護市 當山佐代子、名護市 當山尚史、名護市
 宮城正彦、名護市 宮城正秋、名護市 金城武政、那覇市 富村貴久子、那覇市 仲宗根義一、那覇
 市 長堂登志子、西原町 花城静子、那覇市 石川徹、那覇市 村田光司、那覇市 西村至彦、那覇
 市 渡口正三、那覇市 大村一浩、那覇市 嵯峨富美子、那覇市 手登根順義、南風原町 新里肇、
 本部町 高垣喜三、南風原町 徳森セツ子、浦添市 宜志富弘、糸満市 泉川京子、うるま市 久高
 順子、うるま市 伊芸佑得、うるま市 小渡米子、うるま市 小渡善吉、那覇市 古波倉信子、那覇
 市 古波倉英二郎、那覇市 ジェンキンスゆかり、那覇市 ジェンキンス拓馬キース、那覇市 眞喜
 志静子、那覇市 眞喜志光、那覇市 眞喜志なつき、那覇市 眞喜志一六、名護市 崎浜秀男、名護
 市 崎浜芳江、宜野湾市 崎浜秀一郎、宜野湾市 崎浜秀紀、宜野湾市 崎浜久美子、本部町 崎浜
 ケイ子、本部町 池宮城清子、本部町 池宮城秀敏、本部町 池宮城昭夫、那覇市 鷺尾眞由美、南
 風原町 赤嶺一子、南城市 大城順子、那覇市 内海正三、八重瀬町 川満昭広、那覇市 桜井国
 俊、沖縄市 桑江直哉、沖縄市 砂川かおり、那覇市 眞喜志好一、名護市 具志堅千鶴子、今帰仁
 村 上間正伸、今帰仁村 上間敏子、今帰仁村 上間貢、名護市 具志堅興也、今帰仁村 喜屋武昌
 子、名護市 宮城好枝、那覇市 源啓美、名護市 宮城幸夫、名護市 宮城都志子、北中城村 重田
 弘文、北中城村 重田世公江、宜野湾市 芦部良子、宜野湾市 芦部克生、那覇市 玉木京子、那覇
 市 長嶺律雄、那覇市 渡瀬夏彦、東村 石原理絵、名護市 比嘉一輝、名護市 比嘉香、名護市
 比嘉泰子、名護市 比嘉恵一、名護市 手登根千津子、名護市 手登根勇、名護市 手登根真子、大
 宜味村 手登根恵貴、名護市 上地洋子、名護市 上地麻由美、名護市 吉元次男、名護市 吉元ト
 キ子、うるま市 名波幸雄、うるま市 名波澄子、うるま市 名波洋子、那覇市 金城登、八重瀬町
 沖本裕司、那覇市 與儀喜邦、那覇市 城間勝、名護市 野上貴久子、沖縄市 安慶名昇、宜野湾
 市 渡嘉敷勇、宜野湾市 渡嘉敷喜代子、宜野湾市 奥田千代、中城村 宮城重夫、中城村 比嘉盛
 行、中城村 比嘉邦夫、沖縄市 大浜節子、名護市 志良堂清明、名護市 志良堂敦子、名護市 志
 良堂さやか、宜野湾市 石川元平、豊見城市 仲里尚子、読谷村 山内慶一、那覇市 高里鈴代、名
 護市 新垣雅紀、名護市 上間優生、名護市 翁長厚、名護市 宮城政章、那覇市 大城博子、八重
 瀬町 沖本富貴子、南風原町 島袋宗一、宜野湾市 吉岡千絵、那覇市 岡本由希子、那覇市 下門
 龍三、那覇市 下門恵子、八重瀬町 古波津正則、那覇市 北上田登久子、那覇市 北上田毅、名護
 市 上間末子、名護市 上間正樹、本部町 仲村八重子、本部町 仲村茂夫、本部町 仲村静子、南
 風原町 稲福次義、南風原町 大城吉廣、南風原町 大城重吉、南風原町 大城喜明、南風原町 徳
 森智、南風原町 玉城恒治、名護市 宮城めぐみ、名護市 浦島悦子、名護市 安里強、名護市 安
 里朝海、名護市 山本英夫、名護市 大城恵理、本部町 仲村一茂、本部町 仲村涼子、本部町 平
 良栄輝、本部町 平良亜希子、本部町 池宮城和美、浦添市 安次富千恵子、那覇市 宮里敏子、那
 覇市 岸本千賀子、那覇市 儀間つや子、宜野湾市 高橋恭子、那覇市 野原京子、那覇市 斎藤末
 子、名護市 東恩納琢磨、名護市 東恩納ちえ子、名護市 渡具知武清、名護市 渡具知智佳子、名
 護市 渡具知武龍、名護市 松川猛、那覇市 渡嘉敷綏秀、那覇市 本村紀夫、那覇市 久保礼子、

浦添市 島袋由美子、うるま市 照屋房子、豊見城市 具志堅きよみ、宜野湾市 仲本舜三、宜野湾市 島田ハル、宜野湾市 宮良秀美、宜野湾市 山田眞佐子、宜野湾市 呉屋初枝、中城村 神谷武宏、名護市 島袋友子、宜野湾市 仲宗根ヤス子、うるま市 仲宗根勇、うるま市 秋山敦子、うるま市 秋山高澄、うるま市 宮城英和、本部町 岡添晃、本部町 岡添克子、那覇市 屋富祖建樹、那覇市 屋富祖昌子、那覇市 中村節子、沖縄市 比嘉美代子、与那原町 安里紀子、読谷村 古堅宗孝、うるま市 森根昇、豊見城市 知念栄子、浦添市 知念則男、那覇市 国吉洋見、宜野湾市 呉屋初子、宜野湾市 森山敏子、宜野湾市 奥平廣、うるま市 宜野座映子 ほか1名

3 請求の内容

請求の内容を要約すると次のとおりである。

(1) 請求項目

沖縄県知事に対し、次の勧告を行うよう求める。

- ア 沖縄県知事は、北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業に伴う各種警備事業に関して、沖縄県外警察職員が行う活動に係る一切の公金の支出を禁止すること。
- イ 平成28年7月以降の上記活動のための公金を支出した沖縄県警察本部長若しくは同支出につき決裁を行った職員に対して、損害賠償請求若しくは損害賠償命令を行うこと。
- ウ 沖縄県公安委員会は、平成28年7月に出した県外警察職員の派遣を求める援助要求（以下「援助要求」という。）を撤回し、今後は新たな援助要求を行わないこと。

(2) 請求の理由

沖縄県公安委員会は、平成28年7月12日に東京都他5府県の公安委員会に警察法（昭和29年法律第162号）第60条第1項の規定に基づき、警察職員の援助要求を行い、7月中旬にこれら6都府県から500人規模の警察職員が沖縄県に派遣された。

また、同月12日に沖縄県警察本部長は、派遣された県外警察職員の活動に伴う燃料費、高速道路使用料、車両修理費は沖縄県が負担する旨の文書を発出した。

しかし、これらの県外警察職員の活動に対する沖縄県の公金支出は、次のとおり違法若しくは不当であるため、請求項目のとおり勧告を求める。

- ア 沖縄防衛局は、東村高江地区において4か所のヘリコプター着陸帯建設工事を進めようとしているが、完成すればオスプレイの騒音はさらに激化し、住環境の破壊等につながる。
- イ 沖縄県警及び県外警察の職員は、警備活動において、違法な車両検問や抗議行動者への暴行・傷害・長時間拘束等を行うとともに、工事作業員を警察車両で運ぶなどの行為を行っている。これらの行為は、基本的人権を制限するものであるとともに、移設工事の事業者である沖縄防衛局の便宜をことさらに図ったもので、警察法第2条第2項が定める「不偏不党且つ公平中正」に反している。
- ウ 警察庁は、沖縄県公安委員会が6都府県に援助要求を決定する前日（平成28年7月11日）に、同都府県警察本部長等宛てに派遣について事前通知を行っているが、これは、沖縄県公安委員会の存在意義を没却するものである。

また、沖縄県公安委員により平成28年7月12日に援助要求を決定したとしているが、公安委員による会議が開催されておらず、違法・不当な手続である。

- エ 北部訓練場ヘリコプター着陸帯の移設は、県知事の方針や県議会の決議、県民の総意に反するものである。

第2 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項及び第2項の所定の要件を具備しているものと認め、平成28年11月14日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

沖縄県公安委員会の援助要求は、適法な手続を経てなされたものか及び県外警察職員の活動への本県の支出が適正に行われていたかについて監査を実施した。

2 監査対象機関

沖縄県公安委員会（以下「公安委員会」という。）及び沖縄県警察本部（以下「警察本部」という。）を監査対象機関とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成28年11月21日に請求人から新たな証拠の提出を受けるとともに、同月22日に請求人の陳述を聴取した。

陳述の際、同条第7項の規定に基づき、関係職員が立ち会った。

4 関係職員の陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、平成28年11月22日に関係職員の陳述を聴取した。その際、同項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

なお、関係職員の陳述に対する請求人の意見が同月25日に提出された。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 公安委員会は、警察法第60条第1項により援助要求を行う権限を有している。また、同条第2項の規定により援助要求を行う場合は、事前に必要な事項を警察庁に連絡しなければならないとされている。

(2) 援助要求の状況

援助要求は、7月12日の初回から監査実施日の11月18日までに計11件の決裁が行われていた。

ア 7月12日の援助要求について

7月12日には、警備一課及び警備二課関係の2件の援助要求が決裁されていた。

この2件の決裁については、警察本部職員からの聴取及び沖縄県公安委員会の委員（以下「公安委員」という。）の陳述によると、

(ア) 公安委員が交互に県議会本会議（7月5日から同月12日まで）に出席するため、公安委員会定例会が開催できなかったことから、持ち回りによる決裁を行った。

(イ) 会議によらない公安委員会の権限の行使については、沖縄県公安委員会運営規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第1号。以下「運営規則」という。）第9条の2に定められている。

(ウ) 7月5日及び6日にかけて三委員に個別に説明を行い、7月11日及び12日にかけて決裁を受けていたが、その過程において各委員からの質疑や指摘に答えるとともに、これを他の委員に伝達をするなど、委員相互に検討状況の共有が図られていた。

(エ) 工事開始までに警備体制を整えるためには、援助要求先の6都府県公安委員会の開催日等との関係もあり、7月12日までに決裁を受ける必要があった。

とのことである。

なお、運営規則第9条の2の規定によれば、会議によらない方法で協議を行い公安委員会の権限を行使した場合は、「委員会の権限を行使した委員長又は委員は、そのとった措置について、次の会議に報告しなければならない。」と規定されているが報告はなされていなかった。

その理由については、本件の場合は、「委員相互に検討状況の共有が図られていた」ことから、改めて報告はしなかったとの公安委員会の見解であった。

イ その他の援助要求について

その他の9回の援助要求については、公安委員会定例会において協議の上、議決がなされていた。

(3) 警備活動に関する公安委員会の関与の状況

警察本部職員からの聴取によると以下のとおりである。

公安委員からは、当初から公平中立な立場で抗議活動者、工事関係者、警察職員等全ての関係者にけが人をださないように警備活動に当たるよう指示があった。

公安委員会定例会において、必要に応じて警備状況を説明しているが、特に報道に取り上げられた事案等については、ビデオにより確認している。

県外警察職員に対しても受入時に、本部長以下が警備会議に出席し、公安委員からの注意を伝え、また、現場では毎日の会議において注意喚起を行っている。

(4) 県外警察職員の活動への支出について

ア 県が負担した経費は、需用費（燃料費、修繕費）と役務費（通信運搬費、手数料）であった。

イ 修繕費の内容は故障車両の修繕等（フロントガラス破損、タイヤ交換、エアコン修理、法定点検整備等）、通信運搬費は故障車両のレッカー代、手数料はエンジン始動不調車輛の処置（DPF装置の強制燃焼手数料）であった。

ウ 車両の維持費については、年度末に10分の5が国庫補助となる予定である。

エ 予算執行伺、請求書、支出負担行為兼支出調書等を確認したところ、適正であった。

(5) 県費負担の根拠について

警察本部長が発出した平成28年7月12日付け沖備二第3877号において、給油、車輛故障等の修理に関する経費を沖縄県で負担すると記載している。

派遣元の都府県と沖縄県間の旅費については、警察法施行令（昭和29年政令第151号）第2条第7項（警備のための出動）に当たるとして国庫支弁となっている。

(6) 高速道路料金について

警察本部と西日本高速道路株式会社九州支店との協定に基づき、公務従事車両は無償で高速道路を利用できるため、県費負担は発生していない。

(7) 支出に係る決裁権者について

請求人は公金を支出した警察本部長又は同支出につき決裁を行った職員に対して、損害賠償請求又は損害賠償命令を行うことを求めているので、その点について確認する。

ア 需用費及び役務費の支出権限（支出負担行為及び支出命令の執行）を有する者は知事である（地方自治法第149条第2号）。

イ 地方自治法第180条の2及び県議会事務局等の収入徴収等専決規程（昭和47年沖縄県訓令第4号）第1条の規定により、警察本部長は、知事の行う支出負担行為及び支出命令を専決する。

ウ 沖縄県警察の会計事務専決及び代決に関する訓令（昭和48年沖縄県警察本部訓令第1号）第2条の規定により、需用費及び役務費の支出については、警察本部会計課長の専決事項となっている。

2 監査委員の意見

地方自治法第242条第8項の規定によると住民監査請求に基づく監査及び勧告の決定は監査委員の合議によるものとされている。

監査委員は、本請求を受理して以来慎重に検討してきたが「請求に理由がない」とする3名の監査委員の意見と「請求に理由がある」とする1名の監査委員の意見に分かれたため、合意を得べく協議を重ねてきたが、最終的に意見の一致をみることができず合議が整わなかった。

なお、参考として監査の結論についての意見を述べておく。

(1) 請求には理由がないとする監査委員の意見

ア 公安委員会における援助要求の決定が適正になされていたかについて

(ア) 請求人は、援助要求の決定に当たって公安委員会による会議が行われておらず、議事録も作成されていないことから違法・不当であると主張する。

この主張は、平成28年7月12日の援助要求の決定が運営規則第2条に定める「会議によって権限を行う」という規定に反するものと主張するが、運営規則第9条の2の規定において「緊急の必要がある場合において会議を招集することができないとき、または招集してもこれを開くことができないときは、委員長または委員は会議以外の方法で他の委員と協議を行い、委員会の権限を行使することができる」とされている。

監査並びに公安委員の意見陳述において、公安委員会は、①沖縄防衛局が7月22日までに工事を再開するとの話があった、②援助要求する他都府県公安委員会においても当該公安委員会における決定が必要であった、③直前に派遣されても必要な警備活動ができない、との理由で平成28年7月14日の定例委員会の前に決定する必要があった、との見解を述べており、運営規則第9条の2に定める緊急の必要がある場合と認められる。

また、公安委員会は、決裁に当たって2度に渡って警備部長から説明を受け、その際に各公安委員が質疑をして具体的な指摘を行うとともに、他の公安委員の反応や検討指摘事項等の伝達を受けてこれを共有するなどしており、実質的に協議・合議があったものと考えられる。

(イ) 請求人は、7月12日の公安委員会の決定に先立って、警察庁から関係する都府県の警察本部長等に対して援助要求に対応するよう依頼する文書を発出したことについて違法だと主張する。

警察法第60条第2項の規定において「前項の規定により都道府県公安委員会が他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ（やむを得ない場合は、事後に）必要な事項を警察庁に連絡しなければならない」と規定しており、これに基づき事務方である警察職員が公安委員会を補佐する立場から、警察庁担当者との間で必要な連絡調整を行ったものと認められる。

警察庁がこうした連絡を踏まえて、関係都府県の警察本部長等との間で事務的調整を行ったこ

とについては、監査委員は見解を述べる立場にない。

イ 東村高江での警備活動は、警察法違反であるかについて

請求人は、東村高江での警備活動は警察法第2条の規定に違反していると主張し、これに対して、公安委員会及び警察本部は、法に則った警備活動としている。

住民監査請求の対象となるのは、長又は職員等の違法又は不当な財務会計上の行為及び一定の怠る事実であることから、当該主張については、住民監査請求の対象としてなじまない。

ウ 結論

以上のことから、請求人の主張には理由がないと判断する。

(2) 請求には理由があるとする監査委員の意見

ア 請求人が提出した事実証明書及び陳述さらに新聞報道等からも、東村高江における警備活動については憲法に定めた人権を侵害する事実が認められ、したがって、警察法第2条の規定に違反することは明らかである。

イ 公安委員会及び警察本部は、警察法第60条第1項に基づいた適法な援助要求であると主張するが、明らかに警察法第2条の規定に違反する違法な警備活動に対して公費を支出することは認められないことから、請求人の主張には理由があると判断する。

ウ なお、過去には、米軍基地の警備を目的とした県外警察職員の派遣があったことなど、その経費が県の負担となることに疑問を感じる事例もあったことから、監査委員としては、援助要求に対してはその目的等についても議論すべきという意見を付しておきたい。

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印刷所 文進印刷株式会社
〒901-0416 島尻郡八重瀬町字宜次706番地4